関西生コン弾圧事件ニュース NO.52　2021年3月12日

＜本号２ページ＞

●本号の内容

１　４月17～18日、第2回検証シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　【国賠訴訟の現状】東京高裁が3府県の抗告棄却・・・・・・・・・・・・・・・・p2
３　紹介 岩崎春良さん（労委労協代表委員）の問題提起・・・・・・・・・・・・p2

写真左から、宮里邦雄、吉田美喜夫、鈴木剛、竹信三恵子、佐高信、海渡雄一の各氏

# 「関西生コン事件のこれからを考える」

## 4/17～18、東京・大阪でシンポジウム開催へ

今年で4年目に入った「関西生コン事件」。組合活動が自由にできない現状に多くの組合員が苦しむなか、昨年2つの不当判決が出され、今年3月には大阪1次事件判決が予定され、他方、10連勝の労委事件にも異変がおきている。その最新の問題点を、刑事裁判と労働委員会事件の現状などから検証するとともに、労働運動に打ち込まれた分断をはねかえして反撃に転じるための課題と道筋を探るシンポジウムを、東京と大阪で別掲要綱のとおり開催します。

第2回 検証シンポジウム

**関西生コン事件のこれからを考える**

経過報告　小谷野毅（全日建書記長）

第１部　刑事裁判一審判決と労委事件の現状を検証する

◉大阪1次・2次事件判決　[宮里邦雄弁護士]
◉加茂生コン第１事件判決　[吉田美喜夫・立命館大名誉教授]
◉労働委員会事件の現状　[久堀文弁護士]

第２部　パネル討論

パネリスト◉鈴木剛（全国ユニオン会長）／竹信三恵子（ジャーナリスト）／佐高信（評論家。大阪会場のみ）／海渡雄一（弁護士）

東京　2021年4月17日(土)　13:00受付, 13:30～16:30　連合会館2階
大阪　2021年4月18日(日)　13:00受付, 13:30～16:30　PLP会館

参加費◉５００円　主催◉関西生コンを支援する会

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【国賠訴訟はどうなっているか】

# 2月18日、東京高裁が3府県の抗告棄却

## 東京地裁での審理を嫌う京都府、滋賀県、和歌山県

２月 18 日、東京高裁第 8 民事部は、全日建本部などがおこした国賠訴訟を東京地裁でやるとした東京地裁決定（昨年 10 月）を不服とした京都府、滋賀県、和歌山の３府県の抗告を却下する決定を下した。（次頁につづく）

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

この国賠訴訟は、昨年３月、全日建本部と関生支部、湯川副委員長ら５者が原告となって、国、京都府、滋賀県、和歌山県の４者を相手取って東京地裁に提訴したもの。労働組合脱退を迫る取り調べ、恣意的な長期勾留、組合活動禁止の保釈条件など、警察、検察、裁判所の違法行為の責任を追及するためだ。提訴から１年経つが、訴訟の中身ではなく、どこの裁判所で審理するかをめぐり以下のような経過を辿ってきた。

## ●3府県（京都、滋賀、和歌山の移送申立

まず、第１回口頭弁論がコロナ禍で５か月後の同年８月に延びた。しかも期日前になって、京都、滋賀、和歌山の３府県が「事件の舞台は関西、証拠も関西、原告も大半が関西。しかもコロナで東京行きは危険。だから裁判は関西で行うべき」としては裁判を京都地裁に移送するよう申し立てた。組合側は「関西の裁判所では公正な審理は期待できない」と反論し、東京地裁は第１回口頭弁論後の 10 月、移送申立を却下した。

ところが３府県がこの決定に即時抗告を申し立てたことから、さらに４か月も審理停止状態がつづいてきたのである。

第２回口頭弁論は早くても４～５月の見込み。３府県が最高裁に特別抗告する可能性もある。京都地裁に固執する３府県の振る舞いは、逆に京都地裁が「関西生コン事件」」についていかに予断と偏見を持っているかを示すものではなかろうか。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**●紹介**　岩崎春良さん（労委労協代表委員、中労委労働者委員）が「月刊労委労協」２月号の巻頭言で「関西生コン事件をどう見るか」を寄稿している。

巻頭言

### 「関西生コン事件」をどう見るのか

労委労協代表・中央労働委員会労働者委員
岩崎　春良

昨年から、中央労働委員会に「関西生コン事件」に係る再審査申立てが、一〇件出され、調査・審問が始まっている。この事件の発端は、二〇一七年一二月のセメント・生コン輸送の賃金引上げを求め、近畿全域のセメント出荷工場等で、ミキサー車の運行を止めるという大規模な争議が行われたことにある。問題は、この争議に係わった組合員が「威力業務妨害」や「恐喝」等々で逮捕・起訴されていることだ。残念ながら、この争議をマスコミは、暴力事件として取り上げ、事件の真相をほとんど報道していない。そのこともあって、この事件を労使問題と捉えることが出来ず、労働組合を「反社会的色彩の強い集団」と決めつけ、「やり過ぎ」のレッテルを貼ろうとしている動きがある。

これまでも、一九六〇年の「三池闘争」において警察の介入、大量逮捕等によって、労働組合を潰そうとした動きや、スト権スト、国鉄改革等々において、労働組合潰しがあった。今回の事件でも相当数の組合員が組織脱退を余儀なくされている。経営者が狙ったのは組合潰しなのだ。これまで産業別労働組合と協議し労働条件を確保してきたことに対し、労働組合を潰すことで、経営者は賃金の押さえ込み等を図ろうとした。逮捕後に警察が権力を使って「組合やめろ」とか、会社が「組合辞めたら仕事をまわす」というような攻撃をかけて、組合脱退を促し組合潰しに翻弄している。

かつて、「三池に学ぶ」として労働組合内の団結強化だけでなく、家族会の結成など、ストライキ態勢を構築するための取り組みがなされ、全国的にも支援の輪が広がった。今回の事件では、逮捕後の保釈条件に組合員との接触禁止、事務所への立ち入り禁止など労働組合活動を制限していることは、民主主義に反する行為である。会社ごとに起きている不当労働行為を今後の審査の中で労使紛争の問題として捉え、この事件の背景をしっかり受け止めるとともに、労組法に照らした判断を求め、事件の真相を広めていくことが重要である。